

社会福祉法人吉田福祉会
役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉田福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人事務所を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、別表第1により支給できる。

- 2 役員等には、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を支給しない。
- 3 前1項の報酬は、勤務実態に応じて支給するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等の報酬は、報酬月額を毎月21日に通貨を以って、その金額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支給する。

- 2 常勤役員等の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給日が休日のときは、前日に繰り上げて支給する。
- 4 常勤役員を除く役員等の報酬は、必要の都度支払うことができるものとする。

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が評議員会、理事会に出席したときは、実費に替え別表第2により費用を弁償する。

3 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼ねている者の費用は弁償しない。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

	日額
理事の報酬	8,000円
監事の報酬	8,000円

別表第2

	日額
役員等の費用弁償	4,000円